https://minnanosaiban.github.io/hotline/summary/

窓口の問題 - ENEOSの内部通報制度をめぐる訴訟について

目次

- 1 裁判とその判決
- 2 判決が示す制度の限界
- 3 CGコードと会社の主張
- 4 法制度の不備が生む問題
- 5 導かれかねない逆転論理
- 6 結論として伝えたいこと

1 裁判とその判決

私は、勤務先の内部通報制度を利用したENEOSの従業員です。通報対応の過程で、会社から不正確な情報を通知されるという問題がありました。

問題の通知はいくつかありましたが、裁判では、通報に対する調査結果や是正措置等 を適切に知らせなかったことを「通報者に対する通知義務違反」として訴えました(東 京地裁)。

しかし、裁判所は、「通報制度は通報者のために設けられたものではない」「調査結果に対する不服申立てに関する規定は置かれていない」「通報者は調査結果に対して法的利益を有していない」として、私の訴えを棄却しました。

※ 令和7年3月31日判決(3月19日終結 坂巻陽士裁判官)

2 判決が示す制度の限界

この判決が示したのは、通報者が「自分の通報がどう扱われたのか」を知る権利や利

益が、法的に保護されていないという現実です。

そのため、会社は、「調査の有無」「調査の対象」「不正の有無」を曖昧にして、選別的・誘導的な通知で通報者に誤認を促すことが可能になっています。

通報者は不誠実な対応に不安を感じ、自力で証拠を集めて証明しようとするケースもあります。しかし、本来は、通報者に過度な負担を課すべきではありません。

3 CGコードと会社の主張

ENEOSは、自身の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」で、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード(CGコード)」の全原則に応諾すると公表しています。

ところが、私の指摘に対し、ENEOSは、「CGコードには法的拘束力がない」 「実施しない場合の罰則がない」「実施しない説明を行わない場合は公表措置にとどまる」と主張しました。

これは、「守ると宣言しても、実際には守らなくてもよい」という姿勢を示すものに ほかなりません。

※ 東京証券取引所 コーポレートガバナンス・コード 【原則2-5.内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示 に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切 に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。

4 法制度の不備が生む問題

CGコードだけではありません。公益通報者保護法も、通報者に対する情報提供の正確性について、その義務を定めていません。

ENEOSの「法的拘束力がない」「罰則がない」などの主張にも表れているとおり、こうした制度上の不備は、「通報者への正しい情報提供を避ける余地」を与え、内

部通報制度の形骸化を招いています。

その結果、通報者は、「なぜ調査が行われないのかが不明」「何が調査対象とされた のかが不明」「不正の有無すら不明」といった不透明な状況に置かれます。

5 導かれかねない逆転論理

公益通報者保護法は、「匿名による通報」「報道機関への通報」も一定の要件のもとで保護対象としています。

そして、本件の判決が示すとおり、現行の法制度のもとでは、「通報者のために設けられたものではない」といった理由により、通報者に対する不誠実さは問われないのが 実情です。

このような状況のもとでは、「不正確な通知を受けたくなければ匿名で通報すればよい」「適切な対応が得られないなら報道機関に通報すればよい」といった逆転した論理が導かれかねません。

6 結論として伝えたいこと

ENEOSは、「法的拘束力がない」「罰則がない」といった主張を行っています。 このような主張に表れているとおり、現行の法制度では、通報者に誤解を促すような不 確かな情報を伝えても問題となりません。

さらに、本来は通報者を守るための「匿名による通報」「報道機関への通報」でさ え、通報窓口の形骸化を導く要素となり得ます。

「調査の有無」「不正の有無」を曖昧にしたまま終わらせる対応は、通報者を困惑させ、職務の遂行において長期にわたり心理的・社会的負担を負わせる結果となります。

こうした事態を可能にしている法制度のあり方こそ、真に問い直されるべき問題だと 考えます。

https://minnanosaiban.github.io/hotline/summary/